

# 令和8年度学校いじめ防止基本方針

岩手県立大船渡東高等学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、インターネットやSNSを介することで、いじめは一層複雑化、潜在化している。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。そして、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「善悪を判断できる心、互いを尊重し認め合う心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が、在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法第二条】

#### <補足>

「心身の苦痛を感じているもの」を限定して解釈しない。ただし、いじめられた生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人間関係」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

インターネット上の悪口などで当該生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導を行う。

好意から行った行為が意図せずに相手生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことが

できた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対処を行うこともある。ただし、これらの場合であっても、いじめ対策委員会で情報共有することとなる。

#### <具体的ないじめの様態>

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びに、それを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめの未然防止のための取組み

### 1 教職員による指導について

- (1) 学校が、生徒が安心・安全な学校生活を送れる場所となるように努める。
- (2) 生徒が互いを認め合い、心のつながりを感じる「絆づくり」に取り組む。
- (3) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (4) わかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) 学校、学年、学級、部活動等で、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- (6) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (7) 保護者、地域住民及びその他関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に向けた生徒会活動への支援を行う。
- (8) SNSやインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行う。

## 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、自分も他人も共にかけがえのない命を与えられた存在であることを理解し、お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- (2) 違いや多様性を認め、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (3) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ問題の解決に向けてどう関わったらいかがを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (4) 望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (5) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの未然防止、早期発見・事案対処、情報共有と早期対応を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、情報を学校内で共有する。

### (1) 構成員 常任委員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭（養護助教諭）、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、学級担任、学科主任、部顧問、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員（必要に応じて、関係外部機関ないし専門機関を加えることもある）

### (2) 取組内容

- ア いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - イ いじめの防止等に係る研修会を企画し、実施する。
  - ウ いじめの早期発見のため、いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有を行う。
  - エ いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
  - オ いじめ被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
  - カ アンケート、面談等の内容について情報を共有し、早期対応する。
  - キ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動を推進する。
- (3) 月1回程度を目安とする。いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態収束まで随時開催とする。

## 4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」や「STOP いじめ作戦」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスターの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事やその取組
- (4) いじめの問題にかかわる討論会の実施
- (5) 人権啓発、いじめ撲滅等、各種イベントへの参加

## 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTA の各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行い、協力を得る。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

## 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会（年複数回）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

## Ⅲ いじめの早期発見のための取組

### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。  
(クラス担任は、日誌や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても、生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報を収集、記録、共有する。
- (6) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (7) 地域、家庭や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年 4 回（6 月、9 月、11 月、2 月）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年 2 回（6 月、11 月）

### 3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。本校におけるいじめ相談窓口は、下記のとおりとする。

- (1) 日常のいじめ相談（生徒及び保護者） ・ ・ ・ ・ ・ 全教職員が対応
- (2) スクールカウンセラーの活用 ・ ・ ・ ・ ・ 養護教諭・教育相談
- (3) 地域からのいじめ相談窓口 ・ ・ ・ ・ ・ 副校長
- (4) インターネットを通じて行われるいじめ相談 ・ ・ ・ 学校または所轄警察署
- (5) 24 時間子ども SOS ダイヤル（全国共通） ・ ・ ・ ・ ・ 0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0  
（県教委） ・ ・ ・ ・ ・ 0 1 9 - 6 2 3 - 7 8 3 0

#### IV いじめの問題に対する早期対応

##### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教員が抱え込むことなく、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。
- (2) いじめられている生徒、及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

##### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめ行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認を行う。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒のこころのケアやいじめを行った生徒が学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等、当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。
- (4) いじめの「解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること、被害者が心身の苦痛を受けていないことをいい、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合もある。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめで、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### 5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求対象となりうるものである。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、スマートフォンや携帯電話、パソコン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた「疑い」があると認められる場合。「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。

ア 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

イ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。

ウ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

エ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。

※ これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合もある。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえることとするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

## 2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、設置者である県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について速やかに報告する。(電話での1報後、発生後3日以内)

## 3 重大事態の調査と報告

- (1) 重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査を開始する前に、被害者・保護者に対しては、①調査の目的・目標、②調査主体(組織の構成、人選)、③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)、④調査事項(調査となるいじめ行為、学校の対応等)、⑤調査方法、⑥調査結果の情報提供、について説明を行う。特に、⑥の調査結果の情報提供については、どのような情報をどのような形式でいじめを受けた生徒・保護者に提供するのかを説明する。(個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合がある)
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を県教育委員会に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。  
※関係者の個人情報に配慮する。
- (7) 調査結果において、いじめが認定されている場合、いじめを行った生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。
- (8) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向に配慮したうえで、保護者説明会により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (9) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

## VI いじめの解消

対応後3か月が経過し、被害生徒及び被害生徒の保護者に次のことが確認された場合、解消されたとみなす。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

## VII 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目で次の3項目で適正に自校の取組を評価する。

- (1) 生徒が相談しやすい環境があり、一人一人に寄り添った支援がなされている。
- (2) 保護者から学校へ相談できる関係が構築されている。
- (3) いじめの早期発見・早期対応が組織的に行われており、迅速な対応である。

## VIII その他

### 1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止められるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

□年間予定

	生徒	保護者	教職員	いじめ対策委員会
4月	・情報モラル講座 ・個人面談	・学校いじめ防止基本方針のHP掲載 ・PTA 総会で説明	・学校いじめ防止基本方針の確認 (職員会議)	
5月	・生徒総会での啓発			
6月	・アンケート調査	・3学年 PTA で説明 ・アンケート調査	・情報共有	○
7月	・三者面談	・三者面談	・三者面談	○
8月	・ポスター掲示			
9月	・アンケート調査 ・生徒総会での啓発		・情報共有	○
10月		・1学年 PTA で説明 ・2学年 PTA で説明		
11月	・アンケート調査	・アンケート調査		○
12月	・学校評価	・学校評価	・情報共有	
1月			・校内評価	
2月	・アンケート調査		・情報共有	○
3月			・次年度基本方針の策定	
備考				・いじめ発生時は随時開催

□いじめを発見・知った時のお願いと学校の対応

○いじめを発見した場合やいじめを知った場合は、すぐに教職員に知らせてください。

- 学校は、聞き取り等により、教職員・生徒・保護者・その他関係者から情報を集めます。
- 学校は、事実確認の結果を学校の設置者に報告します。  
生徒の保護者に報告します。
- 学校は、「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に指導、支援体制を組みます。学級担任、養護教諭、部活動顧問、生徒指導主事、生徒指導担当教員、カウンセラーなどが役割を分担します。
- 必要のある場合は、所轄警察署と連携して対処します。  
(生徒への指導、支援を行うと同時に、保護者との連携を行います)